

医療機関等の受診方法

医療機関等への受診は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していますが、令和7年12月2日以降の受診方法は次の3通りとなりますので、ご案内します。

マイナ保険証

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードがマイナ保険証です。

利用登録は、医療機関等に設置されている顔認証付きカードリーダーやマイナポータル、セブン銀行のATMでできます。

マイナ保険証を利用する際は、電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)、電子証明書の有効期限は5年です。

マイナ保険証を利用する際に、何らかの事情で資格確認が行えなかった場合も、下図のような対応で保険診療を受ける(3割等負担で受診する)ことができます。

スマートフォン

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)が追加(搭載)されたスマートフォンです。

最新のマイナポータルアプリから、スマートフォンの利用申請・登録を事前におこなう必要があります。利用申請・登録方法は、厚生労働省HPをご参照ください。

スマートフォンのマイナ保険証利用は、令和7年9月19日から機器の準備が整った医療機関等で利用可能となっており、スマートフォンでの受付に対応している医療機関等は、受付のステッカーや厚生労働省HPなどで確認することができます。

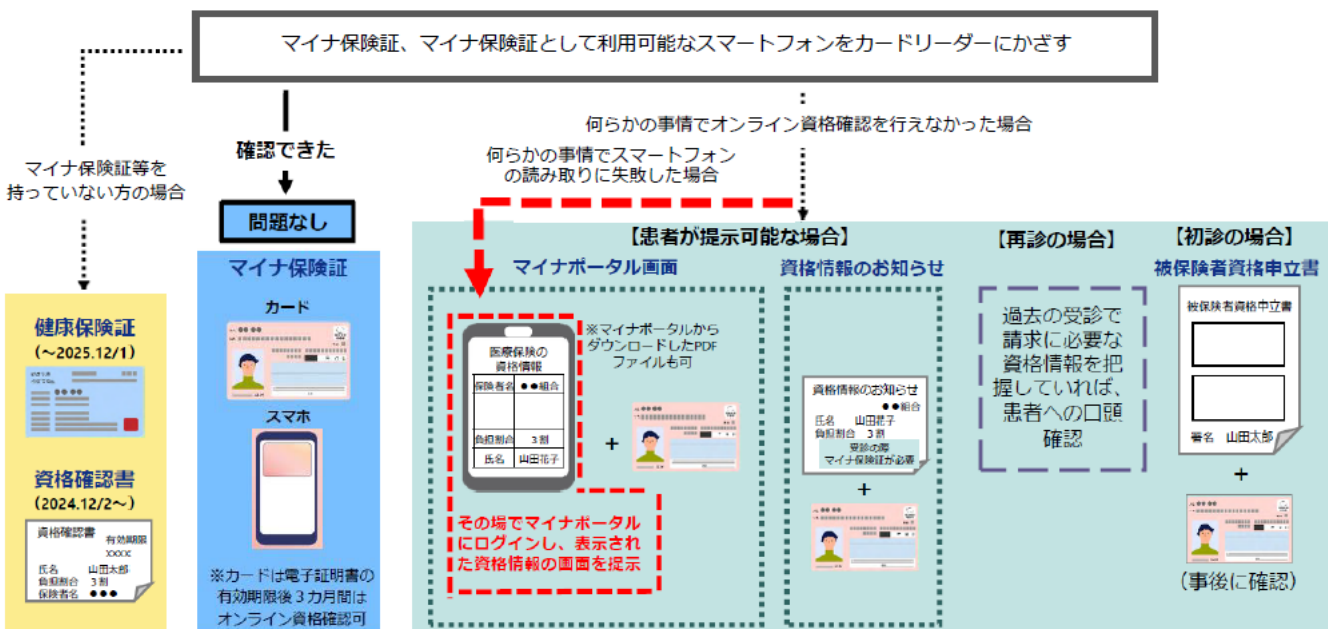
スマートフォンを利用する際に、何らかの事情で資格確認が行えなかった場合、その場でスマートフォンからマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行うことが可能です。

資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方に、加入している保険者(健康保険組合等)から交付されます。

加入間もなく資格確認書交付前等に医療機関等を受診し、かかった医療費を全額一時立替払いした場合は、加入している保険者へ療養費の申請を行えば、一部負担金相当額(3割等)を差し引いた額が払戻しされます。

お手元にある健康保険証を使用されていて、マイナ保険証をお持ちでない方については、健康保険証が使用できなくなるまでに、申請いただくことなく、加入している保険者(健康保険組合等)から資格確認書が交付されます。



※ 資格情報のお知らせ：加入している保険者(健康保険組合等)から交付されます。
被保険者資格申立書：医療機関等の窓口でもらえます。

お手元にある健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができません(健康保険証の返納は不要です)。

令和7年12月1日までに転職等で加入する保険者が変わる場合や再雇用等で健康保険証の記号番号が変わる場合は、その時点で有効期限を迎え、健康保険証を返納する必要があります。